

見え消し修正

# 古賀市地域防災計画

## (資料編)

令和5年3月改訂版

古賀市防災会議

【資料1 災害危険指定箇所等】

第1 重要水防箇所

(河川)

水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置		重要度	予想される事態	水防工法
				大字	キロ杭位置			
大根川	大根川	左右	300 300	筵内	米多比川合流点から熊鶴橋まで	C	溢水	積み土俵工
大根川	谷山川	左右	1,000 1,000	今在家	青柳川合流点から川原橋まで	B	溢水	積み土俵工
大根川	薬王寺川	左右	1,790 1,880	薬王寺	薬王寺橋より上流	B	溢水、崩壊	積み土俵工 土俵羽口工
大根川	米多比川	左右	900 900	米多比	大根川合流点から米多比橋まで	C	溢水、崩壊	積み土俵工 土俵羽口工

(海岸)

沿岸名	海岸名	水防管理団体	重要水防区域		重要度	予想される事態	摘要
			延長(m)	地先名			
玄界灘	古賀海岸	古賀市	2,000	古賀市花見	C	侵食	

第2 災害危険河川区域

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置	
					大字	キロ杭位置
二級	大根川	大根川	右	340	天神一丁目	花鶴橋上流
二級	大根川	大根川	右	120	駅東一丁目	古賀橋上流
二級	大根川	大根川	左	45	筵内	蔵園橋上流
二級	大根川	大根川	右	45	筵内	大人橋上流
二級	大根川	大根川	左	100	薦野	石原橋上下流
二級	大根川	大根川	左	40	薦野	石原橋上流
二級	大根川	大根川	左	40	薦野	9/080~9/120
二級	中川	中川	左	90	古賀	久保橋上流
二級	中川	中川	右	90	千鳥一丁目	花宮橋下流
二級	大根川	大根川	右	4	日吉二丁目	花鶴橋より下流
二級	大根川	大根川	右	50	天神一丁目	前田橋より上下流
二級	大根川	大根川	右	2	駅東一丁目	古賀橋より下流
二級	大根川	大根川	右	30	駅東一丁目	落合橋より上流
二級	大根川	大根川	左	4	久保	大根川橋より上流
二級	大根川	大根川	左	30	久保	久保新橋より上流
二級	大根川	大根川	左	30	筵内	蔵園橋より下流
二級	大根川	大根川	右	19	筵内	堀池堰より下流
二級	大根川	大根川	右	70	筵内	米多比川合流後
二級	大根川	大根川	左	17	薦野	麦田橋より下流
二級	大根川	大根川	左・右	2	薦野	石原橋より下流
二級	大根川	大根川	左	2	薦野	石原橋より上
一級	大根川	大根川	左	31	薦野	新田中より上
一級	大根川	大根川	左	31	薦野	河内堰より下
二級	大根川	大根川	左	40	薦野	河内堰より上
二級	大根川	大根川	左	17	薦野	河内堰より下
二級	大根川	大根川	左・右	40	薦野	9/780~9/820
二級	大根川	大根川	左	17	薦野	上薦野橋より上流
二級	大根川	谷山川	左	130	古賀	谷山川橋上下流
二級	大根川	谷山川	左	2	古賀	高柳橋より上流

二級	大根川	谷山川	右	10	今在家	今在家橋より下流
二級	大根川	谷山川	右	6	川原	樋門田橋より上流
二級	大根川	谷山川	右	8	川原	樋門田橋より上流
二級	大根川	谷山川	左・右	50	小山田	光徳寺橋より上流
二級	大根川	青柳川	右	20	青柳	橋本橋上流
二級	大根川	青柳川	右	75	青柳	久保田堰上流
二級	大根川	青柳川	左	60	青柳	3/100～3/200
二級	大根川	青柳川	右	4	青柳	高柳橋より上流
二級	大根川	青柳川	右	5	青柳	久保田堰より下流
二級	大根川	青柳川	左	10	青柳	大井手堰より上流
二級	大根川	薬王寺川	左	5	小山田	井手口堰～上瀬戸堰
二級	大根川	薬王寺川	右	20	薬王寺	村中2号橋～村中3号橋
二級	大根川	薬王寺川	右	30	薬王寺	沖ノ川堰下流
二級	大根川	薬王寺川	左	4	薬王寺	沖ノ川堰より下流
二級	大根川	薬王寺川	左	10	薬王寺	稲作堰より上流
二級	大根川	米多比川	左	30	米多比	米多比川上流
二級	大根川	米多比川	左・右	100	米多比	谷橋下流
二級	大根川	米多比川	左	4	米多比	熊鶴上堰下流
二級	大根川	米多比川	左・右	1	米多比	熊鶴上堰より上流

## 第2第3 土砂災害危険箇所

### 土砂災害警戒区域

(土石流)

名称	所在地	区域の番号	特別警戒区域	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域 面積 (㎡)
田中沢 2	古賀市薦野	223-D-001	○	30,615	5,474
浅ヶ谷	古賀市薦野	223-D-002	○	24,573	1,224
清滝沢 1	古賀市薦野	223-D-003	○	67,863	803
清滝沢 2	古賀市薦野	223-D-004	○	78,891	2,058
河内谷	古賀市薦野	223-D-005	○	46,141	278
小谷	古賀市薦野	223-D-006	○	9,896	1,819
柄振ヶ谷	古賀市薦野	223-D-007	○	5,004	1,864
大根川	古賀市薦野	223-D-008	—	30,632	0
水呑谷	古賀市米多比	223-D-009	○	20,968	137
薬王寺 1	古賀市薬王寺	223-D-010	—	18,914	0
薬王寺 2	古賀市薬王寺	223-D-011	○	19,244	6,255
鬼王谷 1	古賀市薬王寺	223-D-012	○	4,150	130
鬼王谷 2	古賀市薬王寺	223-D-013	○	2,867	775
鬼王谷	古賀市薬王寺	223-D-014	○	3,945	736
薬王寺川	古賀市薬王寺	223-D-015	—	15,242	0
前田谷	古賀市小山田	223-D-016	○	51,456	181
小山田谷	古賀市小山田	223-D-017	—	40,298	0
室沢	古賀市小山田	223-D-018	○	73,637	272
松葉谷	古賀市谷山	223-D-019	—	7,789	0
下谷別当沢	古賀市谷山	223-D-020	○	48,148	2,347

## (急傾斜地の崩壊)

名称	地名	区域の番号	特別警戒区域	最大高さ (m)	最大勾配 (°)	警戒区域面積 (m <sup>2</sup> )	特別警戒区域面積 (m <sup>2</sup> )
千鳥	千鳥3丁目	223-K-001	○	10.0	58.0	3,140	446
新久保(2)	新久保	223-K-002	○	10.0	59.0	4,689	850
新久保	新久保	223-K-003	○	10.0	60.0	6,141	1,511
四反田	久保	223-K-004	○	8.0	55.0	1,291	226
太郎丸	久保	223-K-005	○	15.0	52.0	8,828	2,224
筵内(a)	筵内	223-K-006	○	12.0	33.0	1,794	507
湯ノ浦	筵内	223-K-007	○	12.0	63.0	16,732	4,668
裏谷	筵内	223-K-008	○	5.0	40.0	259	27
筵内(b)	筵内	223-K-009	○	14.0	33.0	2,004	606
野毛尾	筵内	223-K-010	○	25.0	50.0	20,043	6,479
茶ノ木谷	筵内	223-K-011	○	5.0	45.0	279	41
清滝	薦野	223-K-012	○	111.0	46.0	26,064	15,400
薦野	薦野	223-K-013	○	24.0	62.0	8,546	2,565
上米多比	米多比	223-K-014	○	25.0	59.0	24,952	8,585
先城倉	米多比	223-K-015	○	24.0	59.0	1,905	740
若宮谷-1	米多比	223-K-016	○	21.0	60.0	3,455	912
若宮谷-2	米多比	223-K-017	○	21.0	63.0	2,007	425
前田	米多比	223-K-018	○	6.0	57.0	398	54
杉園	米多比	223-K-019	○	20.0	43.0	9,186	2,969
小野	米多比	223-K-020	—	5.0	52.0	1,275	0
川江	米多比	223-K-023	○	28.0	36.0	11,451	4,612
裏田(2)	薬王寺	223-K-024	○	11.0	47.0	2,129	511
屋敷(a)	薬王寺	223-K-025	○	11.0	45.0	4,759	1,178
薬王寺(4)	薬王寺	223-K-026	○	32.0	41.0	27,788	12,276
薬王寺(3)	薬王寺	223-K-027	○	27.0	45.0	20,730	7,517
薬王寺(2)-1	薬王寺	223-K-028	○	129.0	40.0	15,497	9,831
薬王寺(2)-2	薬王寺	223-K-029	○	48.0	40.0	8,189	3,752
薬王寺(1)	薬王寺	223-K-030	○	18.0	48.0	4,504	1,521
屋敷	薬王寺	223-K-031	○	81.0	39.0	15,107	9,461
屋敷(b)	薬王寺	223-K-032	○	11.0	62.0	1,763	413
小山田	小山田	223-K-033	○	17.0	61.0	6,474	1,777
谷山-1	谷山	223-K-034	○	9.0	30.0	764	162
谷山-2	谷山	223-K-035	○	18.0	60.0	4,345	1,396
谷別当	谷山	223-K-036	—	7.0	56.0	849	0
福王	川原	223-K-037	○	8.0	55.0	1,287	233
青柳町	青柳町	223-K-038	○	8.0	34.0	2,539	498
植町	青柳町	223-K-039	○	8.0	45.0	1,362	310
日焼原	青柳	223-K-040	○	35.0	41.0	11,395	4,210
忠蔵園	青柳	223-K-041	○	8.0	63.0	800	152
井上	青柳	223-K-042	○	16.0	50.0	2,998	901

<u>法恩時</u>	<u>青柳</u>	<u>223-K-043</u>	<u>○</u>	<u>11.0</u>	<u>45.0</u>	<u>2,274</u>	<u>688</u>
<u>小原(b)</u>	<u>青柳</u>	<u>223-K-044</u>	<u>○</u>	<u>13.0</u>	<u>61.0</u>	<u>5,805</u>	<u>1,695</u>
<u>小原(a)</u>	<u>青柳</u>	<u>223-K-045</u>	<u>○</u>	<u>9.0</u>	<u>48.0</u>	<u>1,405</u>	<u>313</u>
<u>青柳</u>	<u>青柳</u>	<u>223-K-046</u>	<u>○</u>	<u>10.0</u>	<u>66.0</u>	<u>5,758</u>	<u>626</u>
<u>鹿部(a)</u>	<u>鹿部</u>	<u>223-K-047</u>	<u>○</u>	<u>22.0</u>	<u>51.0</u>	<u>5,152</u>	<u>1,696</u>
<u>日焼</u>	<u>花鶴丘</u>	<u>223-K-048</u>	<u>○</u>	<u>15.0</u>	<u>49.0</u>	<u>4,270</u>	<u>27</u>
<u>古賀</u>	<u>花鶴丘1丁目</u>	<u>223-K-049</u>	<u>○</u>	<u>30.0</u>	<u>45.0</u>	<u>20,490</u>	<u>7,339</u>
<u>花鶴丘(a)</u>	<u>花鶴丘</u>	<u>223-K-050</u>	<u>○</u>	<u>10.0</u>	<u>44.0</u>	<u>1,250</u>	<u>331</u>
<u>鹿部</u>	<u>花鶴丘3丁目</u>	<u>223-K-051</u>	<u>○</u>	<u>24.0</u>	<u>43.0</u>	<u>11,639</u>	<u>2,910</u>
<u>中坪</u>	<u>新原</u>	<u>223-K-052</u>	<u>○</u>	<u>6.0</u>	<u>50.0</u>	<u>944</u>	<u>141</u>

砂防指定地

溪流名	地名	面積(ha)	指定方法
本谷川	清滝	<u>1.03</u>	線・標柱
薬王寺川	薬王寺	<u>0.41</u>	線・標柱
薬王寺川右支川	薬王寺	<u>0.44</u>	線・標柱
本谷川	薦野	<u>2.09</u>	標柱
薬王寺川	薬王寺	<u>1.14</u>	標柱
<u>麻ヶ谷川</u>	<u>薬王寺</u>	<u>3.1775</u>	<u>標柱</u>

土石流発生危険溪流箇所

水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要			保全対象	
				溪流長(km)	流域面積(k m <sup>2</sup> )	平均河床勾配度	保護対象戸数	公共施設等
大根川	谷山川	下谷別当沢	谷山	1.15	0.55	32	68	
大根川	谷山川	松葉谷	谷山	0.09	0.02	32	20	
大根川	谷山川	室沢	小山田	0.36	0.09	35	26	公民館
大根川	谷山川	小山田谷	小山田	0.41	0.15	22	30	公民館
大根川	谷山川	前田谷	小山田	0.30	0.07	26	45	集会所
大根川	薬王寺川	薬王寺川	薬王寺	0.58	0.32	32	3	旅館
大根川	薬王寺川	鬼王谷	薬王寺	0.22	0.06	32	3	旅館
大根川	薬王寺川	鬼王谷1	薬王寺	0.14	0.02	24	1	集会施設
大根川	米多比川	水蚕谷	米多比	0.33	0.05	13	8	
大根川	大根川	田中沢2	薦野	0.38	0.04	22	17	
大根川	大根川	河内谷	薦野	0.33	0.08	32	11	生活センター
大根川	大根川	清滝沢2	薦野	0.16	0.03	32	9	
大根川	大根川	清滝沢1	薦野	0.15	0.03	32	15	
<u>大根川</u>	<u>薬王寺川</u>	<u>鬼王谷2</u>	<u>薬王寺</u>	<u>0.16</u>	<u>0.02</u>	<u>21</u>	<u>1</u>	
<u>大根川</u>	<u>大根川</u>	<u>浅ヶ谷</u>	<u>薦野</u>	<u>0.45</u>	<u>0.06</u>	<u>24</u>	<u>2</u>	
<u>大根川</u>	<u>大根川</u>	<u>大根川</u>	<u>薦野</u>	<u>1.79</u>	<u>1.37</u>	<u>32</u>	<u>3</u>	
<u>大根川</u>	<u>大根川</u>	<u>柄振ヶ谷</u>	<u>薦野</u>	<u>0.62</u>	<u>0.11</u>	<u>27</u>	<u>2</u>	
<u>大根川</u>	<u>大根川</u>	<u>小谷</u>	<u>薦野</u>	<u>0.50</u>	<u>0.20</u>	<u>19</u>	<u>1</u>	

### 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所名	位置	地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
		長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
太郎丸	久保字太郎丸	150	50	9	7				
裏谷	筵内字裏谷	100	35	8	7			市道	100
古賀	花鶴丘1丁目	100	35	30	5			市道	110
裏田	米多比字裏田	60	45	14	7				
小野	米多比字小野	100	40	15	24	幼稚園	1		
上米多比	米多比字本谷	250	50	13	11			市道	120
鹿部(a)	鹿部	60	50	13	30	医療提供施設	1		
屋敷	薬王寺字屋敷	130	40	80	12				
若宮谷	米多比字若宮谷	70	40	30	5			市道	70
井上	青柳字井上	60	40	18	5				
谷山	谷山字裏ノ山	90	40	15	7				
薬王寺(1)	薬王寺字鬼王	70	40	25	1	宿泊所	3	市道	220
薬王寺(2)	薬王寺字野添・萩尾	240	60	40	1	宿泊所	5	市道・河川	200・200

### 第3第4 道路危険箇所

#### 道路危険箇所

道路種別	路線名	箇所	総合評価	危険内容	対策工法
一般県道	町川原福岡	青柳	要対策	擁壁	擁壁の改修
一般県道	清滝古賀	薦野	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付
一般県道	清滝古賀	中央	防災カルテ	擁壁	擁壁の更新
一般県道	清滝古賀	久保	防災カルテ	擁壁	擁壁の更新
一般県道	米多比谷山古賀	薬王寺	防災カルテ	落石崩壊	法枠+アースアンカー
一般県道	米多比谷山古賀	米多比	防災カルテ	擁壁	擁壁の更新

### 第4第5 山地災害危険箇所

#### 崩壊土砂流出危険地区

c	位置	保全対象			道路
		人家数	公共施設等		
			種類	数量	
国有林	薬王寺	115			市道
国有林	米多比	191			市道
民有林	谷山	0	古賀ダム	1	市道
民有林	谷山	7			市道
民有林	谷山	23			市道
民有林	薬王寺	0			市道・林道
民有林	薬王寺	14			市道
民有林	米多比	0			市道
民有林	米多比	0			林道
民有林	薦野	0			市道
民有林	薦野	24			市道
民有林	薦野	17			市道

民有林	薦野	<u>9</u>		市道
民有林	薦野	<u>41</u>		市道

山腹崩壊危険地区

区分	位置	保全対象			道路
		人家数	公共施設等		
			種類	数量	
民有林	谷山	<u>53</u>			市道
民有林	薬王寺	<u>27</u>	公民館	<u>1</u>	市道
民有林	薬王寺	<u>0</u>			市道
民有林	薬王寺	<u>2</u>			市道
民有林	薬王寺	<u>3</u>			市道
民有林	薬王寺	<u>2</u>			市道
民有林	米多比	<u>18</u>	公民館	<u>1</u>	市道
民有林	米多比	<u>10</u>			市道
民有林	米多比	<u>12</u>	公民館	<u>1</u>	市道
民有林	薦野	<u>8</u>	生活センター	<u>1</u>	市道
民有林	薦野	<u>14</u>			市道

**第6 防災上重要な農業水利施設**

防災重点農業用ため池

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
<u>1</u>	泉池	<u>17</u>	釜蓋池	<u>33</u>	四反田池	<u>49</u>	馬達池
<u>2</u>	糸江池	<u>18</u>	上河内池	<u>34</u>	下ノ谷池	<u>50</u>	原池
<u>3</u>	井堀池	<u>19</u>	上砥石ヶ浦池	<u>35</u>	城ノ谷池	<u>51</u>	丸尾池
<u>4</u>	牛ヶ谷上池	<u>20</u>	上鳥越池	<u>36</u>	新谷別当池	<u>52</u>	道田池
<u>5</u>	牛ヶ谷下池	<u>21</u>	北谷池	<u>37</u>	新堤	<u>53</u>	妙見池
<u>6</u>	牛ヶ谷中池	<u>22</u>	旧谷別当池	<u>38</u>	新砥石ヶ浦池	<u>54</u>	矢落池
<u>7</u>	ウシロ池	<u>23</u>	旧八幡池	<u>39</u>	空池	<u>55</u>	與八池
<u>8</u>	裏池	<u>24</u>	櫛谷池	<u>40</u>	高柳池	<u>56</u>	山ノ神池
<u>9</u>	浦田池	<u>25</u>	九郎次谷池	<u>41</u>	寺浦池	<u>57</u>	山ノ神上池
<u>10</u>	浦田新池	<u>26</u>	河内池	<u>42</u>	天神池	<u>58</u>	山ノ神下池
<u>11</u>	大浦上池	<u>27</u>	五穀神池	<u>43</u>	峠下池	<u>59</u>	山見坂大池
<u>12</u>	大浦下池	<u>28</u>	五毛池	<u>44</u>	峠中池	<u>60</u>	湯釜池
<u>13</u>	小野池	<u>29</u>	五毛上池	<u>45</u>	飛池	<u>61</u>	湯ノ浦池
<u>14</u>	小山田池	<u>30</u>	五毛下池	<u>46</u>	中尾池	<u>62</u>	菅牟田池
<u>15</u>	貝地池	<u>31</u>	笹川上池	<u>47</u>	中砥石ヶ浦池		
<u>16</u>	鍛冶ヶ浦池	<u>32</u>	笹川下池	<u>48</u>	鍋谷池		

【資料2 災害想定区域内の要配慮者利用施設】

洪水浸水想定区域内の施設

番号	施設区分	名称	住所	浸水深
1	保育所	五所保育園	青柳 862-2	0.5～3m
2	認定こども園	花鶴どろんここども園	花鶴丘 1-12	0.5～3m
3	認定こども園	ほづみこども園	新久保 1-3-24	0.5～3m
4	認定こども園	庄ひかりこども園	今の庄 2-4-1	3～5m
5	届出保育施設	ひまわり保育園	中央 1-6-41	0.5～3m
6	届出保育施設	あゆみ保育園	中央 6-23-5	0.5m 未満
7	幼稚園	花鶴丘幼稚園	花鶴丘 1-23	0.5～3m
8	幼稚園	やまびこ幼稚園	米多比 1111-1	0.5m 未満
9	高齢者施設	古賀市社会福祉協議会 通所介護事業所「はーとふる古賀」	庄 205	0.5～3m
10	高齢者施設	あおぞらの里 古賀デイサービスセンター	今の庄 2-8-28	0.5～3m
11	高齢者施設	通所介護ライズ古賀	天神 5-10-8	0.5～3m
12	高齢者施設	ハイマート桑の実	駅東 2-11-14=	0.5～3m
13	高齢者施設	医療法人Y&K デイサービス ブライカ	今の庄 1-19-16	0.5～3m
14	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅 ブライカ	今の庄 1-19-16=	0.5～3m
15	高齢者施設	ベストケア・デイサービスセンター 古賀	中央 2-825-7	0.5～3m
16	高齢者施設	デイサービスこはる茶屋	米多比 555-1==	0.5m 未満
17	高齢者施設	有料老人ホームこはる茶屋	米多比 555-1	0.5m 未満
18	高齢者施設	デイサービスセンター いこいの里古賀	今の庄 2-15-10	3～5m
19	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム いこいの里古賀	今の庄 2-15-10 ==	3～5m
20	高齢者施設	清滝の郷	薦野 1413-6	0.5～3m
21	高齢者施設	地域密着型介護老人福祉施設 清滝の郷	薦野 1413-6	0.5～3m
22	高齢者施設	余香庵	今の庄 1-2-12	0.5～3m
23	高齢者施設	デイサービスゆとり	谷山 1057-3=	0.5m 未満
24	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム toco home	薦野 1936-1=	0.5～3m
25	障がい児・者施設	グループホームかづる I	花鶴丘 1-10-14-304・405	0.5～3m
26	障がい児・者施設	きずな	今の庄 2-2-1-201	0.5～3m
27	障がい児・者施設	なないろワーク	新久保 1-15-45	0.5m 未満
28	障がい児・者施設	なないろライフケア	新久保 1-15-45	0.5m 未満
29	障がい児・者施設	なないろショートステイ	新久保 1-15-45	0.5m 未満
30	障がい児・者施設	なないろキッズ	新久保 1-15-45-	0.5m 未満
31	障がい児・者施設	コスモベーカー	今在家 184-1	0.5～3m



<u>32</u>	<u>障がい児・者施設</u>	<u>コスモキッズ</u>	<u>今在家 184-1</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>33</u>	<u>障がい児・者施設</u>	<u>良創夢発達支援ルーム</u> <u>らいく古賀店</u>	<u>駅東 2-11-1</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>34</u>	<u>障がい児・者施設</u>	<u>COMPASS 発達支援センター古賀</u>	<u>花鶴丘 1-7-5-103-</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>35</u>	<u>病院</u>	<u>古賀中央病院</u>	<u>天神 1-13-30---</u>	<u>0.5m 未満</u>
<u>36</u>	<u>病院</u>	<u>産科・婦人科 愛和病院</u>	<u>天神 5-9-1---</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>37</u>	<u>診療所</u>	<u>かい整形外科医院</u>	<u>今の庄 1-10-28--</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>38</u>	<u>診療所</u>	<u>亀山整形外科医院</u>	<u>天神 1-25-6==</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>39</u>	<u>小学校</u>	<u>古賀西小学校</u>	<u>天神 7-4-1-</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>40</u>	<u>小学校</u>	<u>青柳小学校</u>	<u>青柳 860-1-</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>41</u>	<u>小学校</u>	<u>小野小学校</u>	<u>米多比 1390-2</u>	<u>0.5m 未満</u>
<u>42</u>	<u>中学校</u>	<u>古賀中学校</u>	<u>久保 107=</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>43</u>	<u>学童保育所</u>	<u>青柳学童</u>	<u>青柳 860-1</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>44</u>	<u>学童保育所</u>	<u>古賀西学童</u>	<u>天神 7-4-1</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>45</u>	<u>学童保育所</u>	<u>小野学童</u>	<u>米多比 1390-2</u>	<u>0.5～3m</u>
<u>46</u>	<u>高等学校</u>	<u>福岡県公立古賀竟成館高等学校</u>	<u>中央 2-12-1</u> <u>==</u>	<u>0.5m 未満</u>

## 土砂災害警戒区域内の施設

### (急傾斜地の崩壊)

番号	施設区分	名称	住所	特別警戒区域
1	保育所	恵あおぞらこども園	米多比 1378	
2	高齢者施設	介護事業所ほたるの郷	薬王寺 518-1	
3	高齢者施設	デイサービスどんぐり	青柳町 803	○
4	高齢者施設	ショートステイどんぐり	青柳町 803	○
5	高齢者施設	ケアハウスどんぐり	青柳町 803	○
7	高齢者施設	グループホームどんぐり	青柳町 803	○
8	高齢者施設	どんぐり	青柳町 803	○
11	高齢者施設	ウイザスどんぐり	青柳町 803	○
6	高齢者施設	グループホーム 安居	鹿部 485-1	
10	高齢者施設	和光	鹿部 485-1	
9	高齢者施設	聖恵苑	鹿部 482	
12	病院	福岡聖恵病院	鹿部 482	○
13	小学校	花鶴小学校	花鶴丘 1-21	
14	特別支援学校	福岡県立古賀特別支援学校 高等部	千鳥 3-4-1	

### (土石流)

番号	施設区分	名称	住所	特別警戒区域
1	高齢者施設	介護事業所ほたるの郷	薬王寺 518-1	○
2	高齢者施設	有料老人ホーム小野山荘	薬王寺 539-1	○

## 高潮浸水想定区域内の施設

番号	施設区分	名称	住所	浸水深
1	高齢者施設	デイサービス花梨	花見南 2-14-15	0.5～3m
2	高齢者施設	グループホーム 花梨	花見南 2-14-15	0.5～3m
3	障がい児・者施設	発達支援施設 はじめの一步 花見事業所	花見東 4-3-11	0.5～3m
4	病院	産科・婦人科 愛和病院	天神 5-9-1	0.5～3m
5	診療所	亀山整形外科医院	天神 1-25-6	0.5～3m
6	小学校	古賀西小学校	天神 7-4-1	0.5～3m

## \_山腹崩壊危険地区

区分	位置	保全対象			道路
		人家数	公共施設等		
			種類	数量	
民有林	谷山	5			市道
民有林	薬王寺	27	公民館	1	市道
民有林	薬王寺	0			市道
民有林	薬王寺	2			市道
民有林	薬王寺	3			市道

民有林	藥王寺	2			市道
民有林	米多比	18	公民館	1	市道
民有林	米多比	10			市道
民有林	米多比	12	公民館	1	市道
民有林	薦野	8	生活センター	1	市道
民有林	薦野	14			市道

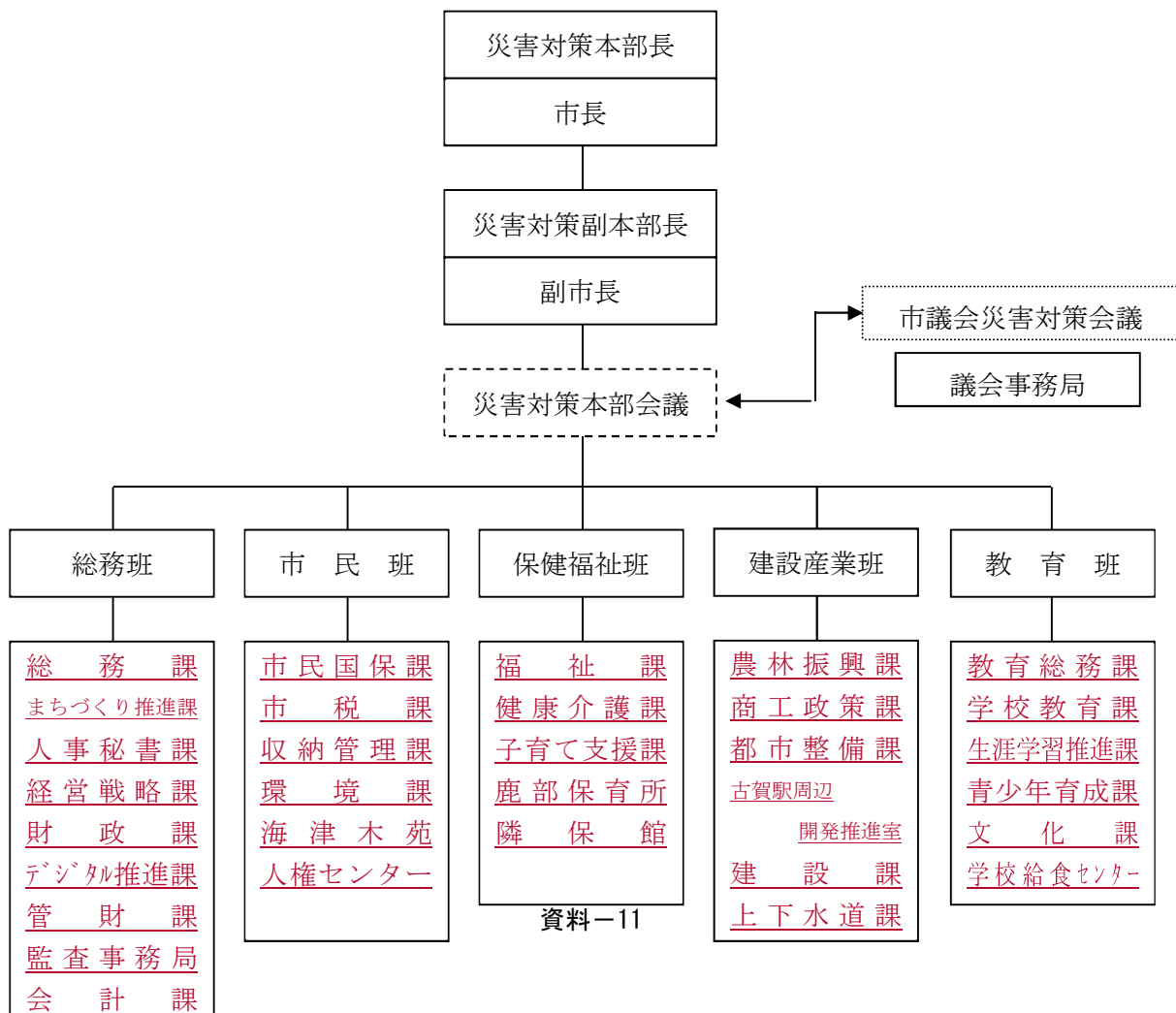
【図1 災害対策本部組織図】

本部会議	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	総務部長
		市民部長企画政策部長
		保健福祉部長市民部長
		建設産業部長保健福祉部長
		教育長建設産業部長
		教育部長教育長
		議会事務局長教育部長
	議会事務局長	

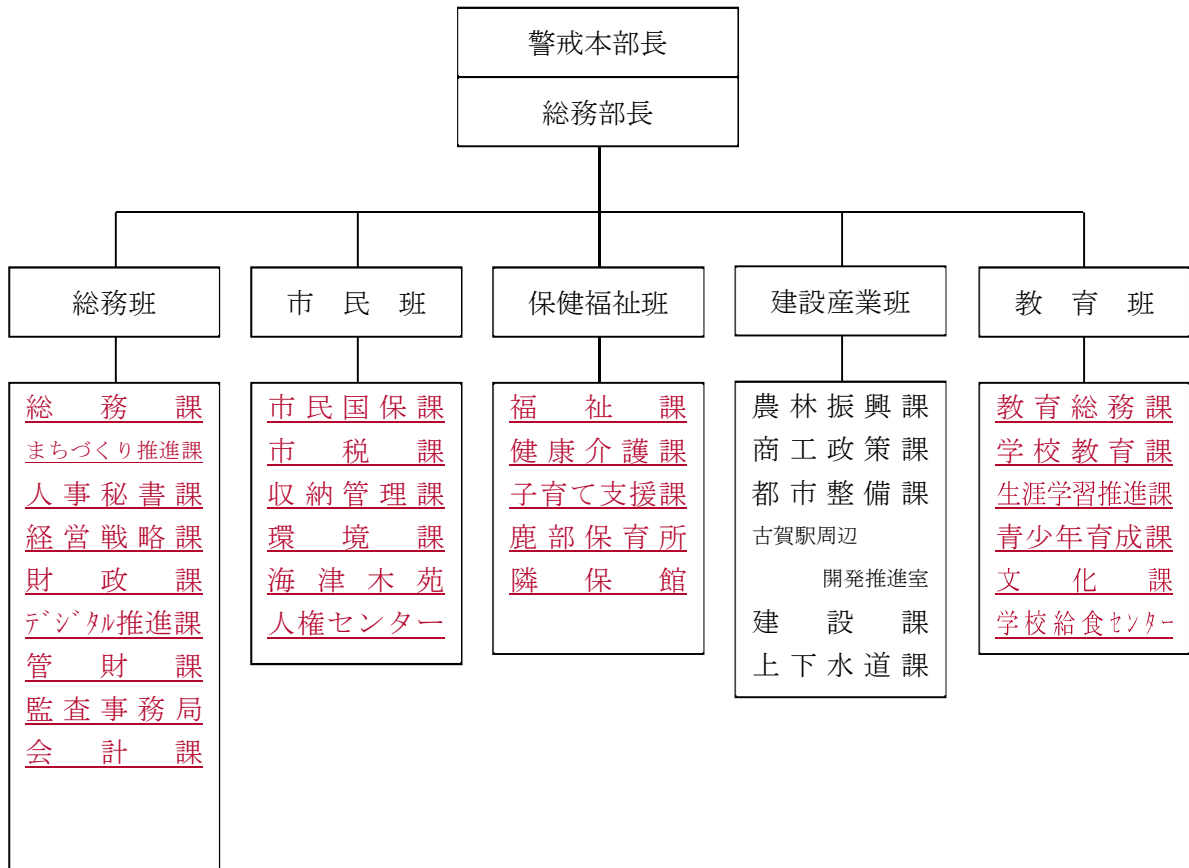
  

各班	班名	班長
	総務企画班	総務部長
	市民班	市民部長
	保健福祉班	保健福祉部長
	建設産業班	建設産業部長
教育班	教育部長	

【図2 災害対策本部組織機構図】



【図3 災害警戒本部組織機構図】



## 【防災会議条例】

### 防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行う。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) その他市長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の費用弁償)

第5条 委員、専門委員がその職務を行うために要する費用は、別に定めるところにより弁償する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【災害対策本部条例】

### 災害対策本部条例

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各係の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (係)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に係を置くことができる。

2 係に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 係に係長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 係長は、係の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【災害対策本部の組織及び運営に関する規程】

### 災害対策本部の組織及び運営に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、災害対策本部条例（昭和39年条例第9号）に定める、災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、本部を設置するものとする。

(本部の位置)

第3条 本部は、役所に置く。ただし、役所が被災等により使用できないときは、地域防災計画に定めるところにより、市内の他の公共施設にこれを置くものとする。

(本部の組織)

第4条 本部に本部会議及び班を置く。

(本部会議の組織等)

第5条 本部会議は、災害に関する応急対策の実施及び恒久対策の樹立について協議するものとし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

3 本部長に事故があるときに、その職務を代理する副本部長は、総務部担当副市長とする。

4 本部員は、職員定数条例（昭和30年条例第9号）第1条に規定する職員のうち、教育長及び部長の職に相当する者をもって充てる。

5 本部会議は、本部長が招集し、議長となる。

(班の組織等)

第6条 本部に置く班（以下この条において「班」という。）に班長及び班員を置く。

2 班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理する。

3 班員は、班長の命を受け、その職務に従事する。

4 班の名称、班長及び班員に充てる職員並びに班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、これ以外の者をもって班員に充て、又は班の分掌事務を臨時に変更し、若しくは新たな事務を所掌させることができる。

(現地本部)

第7条 市長は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速かつ確実な実施を図るため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

2 現地本部は、市内の公共施設その他本部長が適当と認める場所に置く。

3 現地本部の長は、現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）とし、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）には、本部の班員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地本部長は、現地本部の事務を処理させるため、現地本部に班を置くことができる。

6 前項の班に班長及び班員を置き、班長には現地本部員を、班員には本部の班員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

7 第3項及び前項の規定に関わらず、本部長が必要と認めるときは、現地本部長に第3項に規定する職員以外の者を臨時に充て、又は現地本部に前項に規定する職以外の職を置くことができる。



(本部の廃止)

第8条 本部長は、災害発生のおそれが解消したと認められるとき又は災害に対する応急措置が完了したと認められるときは、本部の活動を終了し、これを廃止するものとする。

(災害警戒本部)

第9条 市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るために必要と認めるときに災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

2 警戒本部の長は、災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）とし、総務部長の職にある者をもって充てる。

3 警戒本部の組織等については、第6条の規定を準用する。この場合において、第6条中「本部」とあるのは「警戒本部」と、「本部長」とあるのは「警戒本部長」と読み替えるものとする。

4 警戒本部長は、災害発生のおそれが解消したと認められるとき若しくは災害に対する応急措置が完了したと認められるとき又は災害の程度の拡大等により本部が設置されたときは、警戒本部の活動を終了し、これを廃止するものとする。

(本部等の設置基準及び配備要員)

第10条 本部及び警戒本部（以下「本部等」という。）の設置基準並びに配備要員は別表第2のとおりとする。

2 本部等の班長は、配備体制に応じた配備要員をあらかじめ班員のうちから指名しておかなければならない。この場合において、本部等の班長は、別に定める配備要員名簿を毎年4月1日に作成し、本部長に提出しなければならない。

3 本部等の班長は、本部等の設置により配備要員の配備を終えたときは、速やかに別に定める配備報告により本部長に報告しなければならない。

(職員の服務)

第11条 職員は、本部等が設置されたときは、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 常に災害に関する情報及び本部等からの指示に注意すること。

(2) 勤務場所を離れた場合においても、常に所在を明らかにし、上司に連絡すること。

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第6条第4項関係）

班の名称	班長	班員（所属課等名）	分掌事務
総務班	総務部長	総務課 まちづくり推進課 人事秘書課 経営戦略課 財政課 デジタル推進課 管財課 監査事務局 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部及び警戒本部に関すること。</li> <li>2 総合的災害対策の樹立及び総合調整に関すること。</li> <li>3 災害対策組織及び人員配置に関すること。</li> <li>4 避難勧告の指示その他本部長命令の伝達に関すること。</li> <li>5 避難所開設の決定に関すること。</li> <li>6 気象情報の受理及び通報に関すること。</li> <li>7 広報車の派遣その他広報に関すること。</li> <li>8 各班との連絡調整に関すること。</li> <li>9 消防団との連絡に関すること。</li> <li>10 一部事務組合との連絡調整に関すること。</li> <li>11 市議会との連絡に関すること。</li> <li>12 災害資料及び外部情報(上位機関、防災関係機関、報道機関等)の収集及び発表に関すること。</li> <li>13 県知事への要請(応援、自衛隊派遣)、他の地方公共団体等との相互協力・応援及び民間協力団体への協力要請に関すること。</li> <li>14 被害状況調の作成及び県への報告に関すること。</li> <li>15 災害対策費の予算措置に関すること。</li> <li>16 災害に関する市費等の出納に関すること。</li> <li>17 災害対策事務用物資の購入に関すること。</li> <li>18 災害救助分隊に関すること。</li> <li>19 災害救助法に関すること。</li> <li>20 他の班の所管に属さないこと。</li> </ol>
市民班	市民部長	<u>市民国保課</u> <u>市税課</u> <u>収納管理課</u> <u>環境課</u> <u>海津木苑</u> <u>人権センター</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難勧告等の活動に関すること。</li> <li>2 住民の避難誘導に関すること。</li> <li>3 避難者の把握(名簿作成)に関すること。</li> <li>4 住民への情報提供に関すること。</li> <li>5 要搜索者の把握(名簿作成)に関すること。</li> <li>6 防疫等の環境衛生維持に関すること。</li> <li>7 救護組織の派遣及びり災者応急救護に関すること。</li> <li>8 逸走した危険動物の危害防止に関すること。</li> </ol>

			<p>9 災害救助活動の応援（情報提供）に関する こと。</p> <p>10 公害対策に関すること。</p> <p>11 仮設便所の設置及び管理その他の環境衛生管理に関すること。</p> <p>12 廃棄物の収集、運搬、及び処<del>理</del>に 関すること。</p>
保健福祉班	保健福祉部長	福祉課 健康介護課 子育て支援課 鹿部保育所 隣保館	<p>1 社会福祉施設の災害に関すること。</p> <p>2 応急用主食の配給に関すること。</p> <p>3 復旧工事用主食の配給に関すること。</p> <p>4 り災世帯に対する主食配給の特別措置に 関すること。</p> <p>5 医療関係者（医師、看護師）の確保に関す ること。</p> <p>6 医療救護に関すること。</p> <p>7 救護所に関すること。</p> <p>8 保健福祉環境事務所、医療機関、医療ボラ ンティア等との連絡調整に関すること。</p> <p>9 重傷者の搬送に関すること。</p> <p>10 災害時要援護者の避難救護、諸対応に関 すること。</p> <p>11 応急救助物資の調達供給に関すること。</p> <p>12 支援物資の受入及び配送に関すること。</p> <p>13 支援物資集配拠点の準備に関すること。</p> <p>14 義捐金品に関すること。</p> <p>15 り災者の栄養に関すること。</p> <p>16 遺体の検視及び保管、防疫に関すること。</p> <p>17 食品衛生に関すること。</p> <p>18 災害用医薬品及び衛生材料の調達供給に 関すること。</p>
建設産業班	建設産業部長	農林振興課 商工政策課 都市整備課 古賀駅周辺開発推進室 建設課 上下水道課	<p>1 水防に関すること。</p> <p>2 土木施設、農地及び農業施設、農作物、山 林関係、上水道施設、商工業関係及び家畜 （畜舎を含む。）の被害情報等の収集、分析 並びに評価（市内踏査を含む。）に関するこ と。</p> <p>3 災害に関する写真等の記録や報告書類に 関すること。</p> <p>4 災害工事用資機材等の確保・管理・運用及 び車両等の確保・配車に関すること。</p> <p>5 危険地域・危険構造物等の判定（市内踏 査）と立入禁止処置に関すること。</p> <p>6 住民の救出に関すること。</p> <p>7 交通対策に関すること。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>8 上下水道及び衛生維持管理に関すること。</li> <li>9 応急用種苗及び樹苗の補給に関すること。</li> <li>10 被害農作物に対する技術対策に関すること。</li> <li>11 家畜飼料に関すること。</li> <li>12 農地及び農業施設並びに土木施設災害復旧に関すること。</li> <li>13 建築物の災害防止に関すること。</li> <li>14 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。</li> <li>15 二次災害の防止に関すること。</li> <li>16 被災現場における災害対策活動に関すること。</li> <li>17 飲料水の供給及び給水車の配車対策に関すること。</li> <li>18 雨量の測定に関すること。</li> </ul>
教育班	教育部長	<u>教育総務課</u> <u>学校教育課</u> <u>生涯学習推進課</u> <u>青少年育成課</u> <u>文化課</u> <u>学校給食センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 教育施設の応急修理に関すること。</li> <li>3 児童及び生徒の避難に関すること。</li> <li>4 ボランティア・自衛隊・他の地方公共団体等の受入れ業務に関すること。</li> <li>5 ボランティアその他の要員の確保・配備に関すること。</li> <li>6 避難所の開錠と安全確認に関すること。</li> <li>7 避難所の管理運営に関すること。</li> <li>8 ヘリポートの準備に関すること。</li> <li>9 教育施設の災害復旧に関すること。</li> <li>10 通学路に関すること。</li> <li>11 教科書、教材の確保に関すること。</li> <li>12 り災児童、生徒に対する学用品の調達に関すること。</li> <li>13 り災児童、生徒に対する校納金の減免に関すること。</li> <li>14 学校給食の衛生管理に関すること。</li> <li>15 住民からの被害相談に関すること。</li> </ul>

別表第2（第10条第1項関係）

（震災の場合）

配備区分	配備体制	設置基準	配備要員
災害警戒本部	第1配備	(1) <u>市内に震度4の地震が発生したとき。</u> (2) <u>福岡県日本海沿岸に津波注意報が発表されたとき。</u>	総務部長・建設産業部長・総務課長・建設産業班各課・室長 総務課危機管理係 建設産業班員
	第2配備	(1) <u>市内に震度5弱の地震が発生したとき。</u> (2) <u>福岡県日本海沿岸に津波警報が発表されたとき。</u>	第1配備要員に 各部長・各課長級 総務班員・建設産業班員全員・保健福祉班員・教育班・市民班員を加える
災害対策本部	第3配備	(1) <u>市内に震度5強以上の地震が発生したとき。</u> (2) <u>福岡県日本海沿岸に大津波警報が発表されたとき。</u>	全 員

（その他の災害の場合）

配備区分	配備体制	設置基準	配備要員
災害警戒本部	第1配備	(1) <u>市内に災害の発生が予想される時。</u>	総務部長・建設産業部長・総務課長・建設課長・農林振興課長 ・総務課危機管理係 災害警戒本部長が必要と認める職員
	第2配備	(1) <u>市内に比較的軽微な規模の災害が発生したとき、または災害の発生が必至となったとき。</u>	第1配備要員に、 各部長及び都市整備課長・古賀駅周辺開発推進室長・商工政策課長・上下水道課長の7人を加える 災害警戒本部長が必要と認める職員
	第3配備	(1) <u>市施設を自主避難所、緊急避難場所又は避難所として開設する必要を認めたとき。</u>	第2配備要員に、 指定避難所の職員を加える 災害警戒本部長が必要と認める職員
災害対策本部		(1) <u>市内に相当規模の災害が発生し、または災害の規模が相当に拡大する恐れがあるとき。</u> (2) <u>災害救助法が適用されたとき。</u>	全 員

